

中世における山野領有と利用をめぐる諸問題

北 爪 真佐夫

要 旨

人間の生存にとって自然の果たしてきた役割は大きいものがあることはいうまでもない。実際、人間はこの自然に依存しつつ自然の改造に務めてきたのであるが、それはときには山野についていえば中世にあっても、しばしば「荒廃」をもたらすこともあったし、自然災害などを引き起こすこともあったのである。本稿で中心的に取扱う「山野」についていえば古代に引き続き開発を行って田畠化を計る一方で、山野の豊かな所出物をめぐって諸階級諸階層の対立は激烈を極めたものになっていたのである。勿論、この間にあって、山野の分割領有をめぐって国家は庄園設置の許認可などを通じて庄園領主などに有利に計るなど一定の役割を果たしたのであった。こうして山野の領有問題と山野の所出物たる草木などをめぐっても種々の問題を惹起しているのである。本稿は上は諸領主から下は百姓にいたるまで、これに如何にかかわりどう決着を計ったのか、こういった問題を具体的にあきらかにすることを課題として検討を試みたものである。

キーワード：領主・百姓・山野河海

はじめに

中世の山野は農民たちの農業生産にとっても重要な存在となっていたが、領主たちなど支配層にとっても、衣食住など生活上の必要な諸資源を提供する「場」でもあったのである。それ故に支配層は山野などの分割領有を一段と押しすすめ、田畠とともに山野の領有などを通じて農民などの支配を確実にしたのである。このことは雜令にいう「非禁処者、山川叢沢之利公私共之」の原則が分割によって領主の私的領有を強めることにもなったのである。もっとも、鎌倉幕府法では

一、放牛馬、採用土民作物草木事

右、恣有押取族之間、住民歎申之由風聞之、宜停止之、背此趣者、糺返其物之後、可有過怠矣⁽¹⁾（傍点筆者）

とあるように山野の領有者であっても、所出物等を全一的に独占していたわけではないのである。つまり、農民たちに対しても、一定の保証なり保護がなされていたのである。何故なら農民たちの生存に、あるいは生活にとって山野は必要不可欠の存在だったからである。實際、

飢餓などのさいや百姓の逃亡先としても山野は一定の役割を果たしていたのである。

一、止山野江海煩，可助浪人身命事

諸国飢餓之間，遠近佗傺之輩，或入山野取薯蕷野老，或臨江海求魚鱗海藻，以如此業，支活計之處，在所之地頭堅令禁遏云々，早止地頭制止，可助浪人身命也，但寄事於此制符，不可有過分之儀，存此旨可致沙汰之状，依仰執達如件（以下略）⁽²⁾（傍点筆者）

以上からみて、このような場合、一定の期間であろうが浪人たちの生活を支えてもいたのである。本稿では「山野河海」のうち⁽³⁾、「山野」を中心にして検討を試みようとするものである。なお、本稿執筆の動機となったのは北爪・内田編「生活の公共性化と地域社会再生」（アーバンプロ出版センター 2003年1月10日）の第二部第4章「近代以前の「地域共同体」の性格とその解体過程」をまとめたときであった。というのは今更ながら「山野」の占める役割が前近代にあっては如何に大きいかを知ったからである。そのことは換言すればそうした地域の領有は誰がにぎり、そこでの所出物はどのように分配されたのかという問題でもあるのである。

註（1）佐藤・池内編「中世法制史料集」第一巻

追加法 一八七 放牛馬採用土民作物草木事

（2）佐藤・池内編「中世法制史料集」第一巻

追加法 三二三 止山野江海煩可助浪人身命事

（3）「山川叢沢」についていえば、古くは莊園領主たちの立莊などにあたって山野の開い込みによって近

隣の農民たちの隸属化を計ったことはよく知られていることである。

（一）

まず、最初に中世の「山野」の存在形態を検討することにしたい。例えば建久八年（1197）の石山寺領検田帳⁽¹⁾でみると、検田帳であるから当然であるが、南郷の注進にあたっては田の「川成」「常荒」「年荒」とか「見作」「損田」「得田」といった区分に注意が払われている。また石山寺寺辺南郷検畠目録では畠二十三町七段七十歩のうち、荒は1町三段二四〇歩。屋敷八段八十歩、給免一町二段一八〇歩で、損一町二段一八〇歩、得二十町一段二〇〇歩。定畠十六丁二反二六〇歩、所當油は八斗九升三合であったという⁽²⁾。いずれにしても、検田帳と南郷検畠目録で確認できることは当然ながら田畠・屋敷等の面積などが中心で山野については記載がないのである。他方で、莊園などの立券文では、例えば建久六年（1195）の周防宮野莊立券文⁽³⁾でみると同莊は

在管大内村内

四至限東仁保庄中山，限南木津宮前
限西長門国境山，限北同境檜山

にあって

一，無主荒野伍拾参町伍段

一，袖山貳箇所津會坂山

一、河宮野河

一、在家參拾壹字

これらを含めて立券されているのである。なお、立券文は「言上東大寺御領周防国宮野庄田畠荒野榎山在家等目録事」とあって、榜示については、

一、榜示肆本在所

一本 丑寅角仁保庄山路峯

一本 辰巳角字越道山峯

一本 同辰巳角南勝木津南宮崎尾頸

一本 未申角字戸義山崎⁽⁴⁾

とあるのである。これであきらかに四至内には無主荒野、榎山、河、そのほか在家なども含まれていたのである。勿論、この場合、必要に応じて荒野などは開発される予定地でもあったのである。こうしたことは庄園のみに認められたわけではなく、鎌倉時代の国衛領=公領などにも存在していたのである。一例をあげれば正治二年（1200）の美濃国在庁官人等解状案によると「彼庄者甲乙之人晝夜乱入國領、茹草萱、取葦荻之条、早加制止、永可令停止者也、爲何國領地也、爲彼庄恣免山野草木（下略）」⁽⁵⁾（傍点筆者）とあって、国領にも田地以外の地の存在を認めることができる。江戸時代についてであるが古島敏雄氏は主として近世では、休耕なき我が国農業にとってはその連年の作付を可能とする条件として肥料の施肥は不可欠であり、自給肥料の中心は人糞尿・厩肥・草木たる刈敷で、（近畿・東海地方では金肥である干鰯・油粕の使用が著しい）人糞尿を除けばその主たる給源は実に山野なのであるといつておられる⁽⁶⁾。勿論、鎌倉期から二毛作も普及するようになり草木を肥料として利用するようになるが、この分野ではいまだ本格的な域に達してはいないというべきであろうか。

次に莊園領主など、上級領主による山野の領有はそうした層にとどまらず、衆徒や鎌倉御家人（在地領主など）などにも認められるのである。

（一）佐野蓮上田地荒野賣券

賣渡田地荒野等事

合壱所者此内田少荒野

在紀伊国伊都郡河南三谷兄井妙見谷

四至限東登尾松木ナヨリ定 限南クスノ木定
限西尾之波 限北畠尻林

右、件田地荒野等者、入道蓮上先祖相傳所領也、而依有直要用、白布貳陸丈、限永代、

賀茂宗国賣渡畢（下略）⁽⁷⁾

（二）僧源應讓状案

僧源應謹辭

在豊後国六郷帽山田畠山野等事

四至東限大溝 西限多々良追
西限三尾 北限ニレノ木尻

右，件田畠山野等者，源應重代相傳之私領地（中略）同母堂藤原太子令燒死之間，今立天新券於，嫡子乙王丸仁，限永代讓与者也（後略）⁽⁸⁾

（三）注進

安藝國三入在地頭得分田畠并栗林已下注文事では，地頭分栗林六町三百歩の内訳は百姓分林三町二段，二郎丸林一町二段大，是松林七段，地頭門田林九段半，狩倉山については「自河東者，限野山之麓，一向可爲時直之進止也，又自河西者，同限野山之麓，一向可爲資直沙汰也矣」⁽⁹⁾とある。

以上の（一）と（二）には，荒野，山野等があつて，四至をかぎって賣ったり譲与したりしているのである。（三）については，熊谷三郎時直と同三郎資直の田畠等配分注文であつて，この所領には林などがあつて熊谷氏は新補率法地頭として補任されていたのである。また追加法「山野河海事」についていえば「領家国司之方，地頭分，以折中之法，各可致半分之沙汰，加之，先例有限年貢等，守本法不可違乱」⁽¹⁰⁾という規定が該当するし，別の規定では端的に山河については本年貢の外は半分とある⁽¹¹⁾。

ここでもう一度庄園内の山野などについてみてみたい。文暦元年（1234）の和泉日根莊内田畠目録抄によると田畠・山野林・河池・堀・井堰・浦・在家が存在しているし，同莊日根野村についてみると見作田十二町一段三四〇歩で岡本に拾壹宇，池尻に五宇の在家があり，池拾伍所の他に

一，山壹所

日根山 東限葛木峯 南限紀伊国堺
西限完子尾 北限日根岡并小野河

一，岡一所

日根岡

一，林參所

一所栗林 一所松林 一所水郡林 一所布氣林

一，社貳所

一所大井關社 一所溝口社

一，寺壹所

檀波羅蜜寺⁽¹³⁾

といったものが存在しているのである。いずれにしても，山野は田畠に隣接したところに存在し，人々の生存の上で重要な資源を提供していたし，材木などの需要増などにより対立抗争を惹起することにもなっていたのである。

建暦三年（1213）の貞慶起講文五ヶ条のうちの一つには以下の如き条項がある。

一，不可薪或材木等出他處事

右，山寺之習，惜樹木不輕，是則器界衰微，人法亦魔滅故也，而當山衰微之時，一兩之住僧等，替身忘命，制止伐用之間，觀音御示現等，實以嚴重，近隣之住人，盜伐者，固加守

護，若剰自伐取此木，爲薪賣人者，偏盜佛物也，欺僧衆也，又山僧造小房之時，觸寺中，自受用一兩材木，而或好芳心，或得価直，如柾材木伐用者，不可有程，一切停止，⁽¹⁴⁾（傍点筆者）

これによれば海住寺の住僧らが材木等の保護・維持につとめたこと、近隣の住人らの盗伐を防ぎ、もしくは、あまつさえ自からこの木を伐取って薪として売るのを禁じているし、山僧が小房をつくるときの木材の利用の仕方についても規定している。いずれにしても、近隣の住人もねらうような対象の材木があったのである。

次は建永二年（1207），関白藤原家実家政所下文が下総国香取社神官らに下されているが、それは当社地頭胤通の濫坊を停止するためであった。その一つは

「可同停止切取御宝殿四面八町内大竹事」であって、その内容は「四面八町内者，往古大竹林也，而土俗曰，大明神者每竹付名，日夜垂知見云々，所謂神林者遁斧斤云々，爲地頭盜切取件大竹，又取筈之間，所残僅十分一也，此條爭無神慮之恐哉，同欲被停止者」⁽¹⁵⁾というもので千葉胤通らの「竹」の切取が問題となっているのである。

次は出雲国の園山本庄ならびに成楽寺の濫坊停止の問題である。この場合は本庄・新庄・成楽寺の三箇所は各別であって、本庄と成楽寺には「海山」がないため濫坊に及び堺相論となり彼の両所（本庄と成楽寺）の濫坊等を停止するため御教書が出されているのである⁽¹⁶⁾。このような問題では大山荘用水契状によれば大山荘の用水は「以大山庄草木自宮田庄採用之，以宮田庄河水之余流，可引懸于大山庄之旨，承安三年四月二日大山庄住人等解狀明白也」⁽¹⁷⁾ということで確保したというのである。つまり、この契状は承安三年（1173）四月に結ばれたが近年（徳治三年=1308）になって大山庄地頭中沢氏と不和となり、大山庄の領家方の預所は井料田一町五段を提供するなどしたものの不調に終わったようである⁽¹⁸⁾。いずれにしても、かなり長期にわたって宮田庄側では草木を大山庄から利用することを認められるかわりに余流を大山庄の水田に懸けることを認めたのである。

さて、庄園公領体制が確立することは領域が固定化することになり、安定化することであるが、他面では相互の対立を助長し生みだすことにもなるのである。ところで対立の内実は領域をめぐる堺相論とか山野などの所出物をめぐってであった。こうしたなかで領域内の支配の上で「六斎日」などでは殺生禁断を行っていることは注目される点である。勿論、この場合は山野河海に対して狩猟・漁獵などをすることが制限されているのである。しかも、この殺生禁断は「累代之厳制」とか「聖代格式炳焉」などとあるように早い時期から公家法などで禁じているのだが⁽¹⁹⁾他方で「関東之御定」⁽²⁰⁾とあるように幕府でも追加法などで禁じているのである。この殺生禁断日は六斎日のほか二季彼岸日も含まれる。こうしたことを行う根拠は「魚鼈之類，禽獸之彙，重命逾山嶽，憂身同人倫」ということであり、「是以佛教之禁戒惟重」⁽²¹⁾といっているのである。もっとも、この期間は全面的に禁じているわけではなく「但於河海者，漁人以之依爲渡世之計，被免之者歟矣」⁽²²⁾（傍点筆者）とか「早禁魚網於江海，宜停狩獵於山野也，

自今以後，固守此制，一切可隨停止，若猶背禁遏，有相違輩者，至御家人者，令注進交名，於凡下輩者，可加罪科之由，可被仰諸國之守護并地頭等，但至有限神社之祭者，非制之限矣」⁽²³⁾

（傍点筆者）とあって、認められる場合もあったのである。このような殺生禁断令は諸領主たちの領域の確認と実際の支配の上で効力を發揮したに違いないのである。なお、幕府の法令上での「山野河海事」に関する規定でみてみると、すでにふれたように領家国司方と地頭分とは折中の法で各々半分の沙汰などといったものに

一、山野河海事

右、草木獸鳥魚類海藻等，有要用之時者觸其所之領主，宜被和与處，恣有押取輩之由有其聞，結構之趣，尤無道也，可停止之，但如然之事，相憑近辺之條，世間之習，領主又弁事情，強不可拘措，若背之者，輕者被行過怠，重者可被召所領矣⁽²⁴⁾

といった規定がある。当然ではあるが山野河海から人間が得ることができるのは「草木獸鳥魚類海藻等」広汎のものがあり、このように自然に多く依存していたのである。こうした山野河海は庄園公領制のもとですべての所領が具備しているとはかぎらないので、但書き以下の「世間之習」が注目されるし、それらの所領などの実態に留意して領主たちは拘惜しむべきでないといっている点も注目される。

次に殺生禁断とは異なる問題、つまり領主は山野の草木などの資源、所出物等を内外からの横領・流出を防ぐための策をとっている。この点はすでにふれていることではあるが、海住寺では「山寺之習」として「惜樹木不輕」などをモットーにして、薪や木材の他所えの流出を禁じ、近隣住人による盜伐などから木材などを守護するよう務めているのである⁽²⁵⁾。また、これもすでにふれているところであるが下総香取社では御宝殿四面八町内の竹が地頭千葉胤通らによって伐取られ残所はわずかに十分の一ということで、その停止を指示した藤原家実家の政所下文が出されている。これは社領内における地頭の伐取りが問題となっている例である⁽²⁶⁾。次は備前金山觀音寺の場合である。この場合は寺領四至内に乱入した甲乙人があるいは狩猟したりあるいは枯樹林などを伐取り制法に従わないため、寺中は静でなく僧徒らを安堵するよう地頭に指示しているのである。かねて又として違犯者に対しては守護人にふれ、かつ交名を注進するようにともあるのである⁽²⁷⁾。もっとも建保四年（1216）の延暦寺政所下文によれば古賀・善積両庄の自由濫妨により立庄の時から定置っていた四至内に当庄民を入れず「奪取鎌斧之上，剩令蹂躪」⁽²⁸⁾といったことが行われ、かくして「早任旧例，且依先規」⁽²⁹⁾榜示を打定めるべきであるとしてすでに大衆會議を行ったという。この場合の濫妨人は「両庄住人」⁽³⁰⁾ということであり、鎌や斧の奪取が問題となっていることであきらかなように「草木」をめぐる争いがあり、その根底にはいわば堺相論といった対立があったことも確かであろう。以上のことからいえることは「山野」の所出物としては「材木」「薪」「竹」、草としては「蘚草薙，取葦荻」といったものがあげられよう⁽³¹⁾。

山野の所出物として重要な意味をもつものとしては建築材としての材木・燃料としての薪や

炭ということになろうが、屋根葺きとしての萱や檜の樹皮、飼料や肥料としての草などをあげることができる。これらをめぐって領主や百姓等の抗争が激しいものとなったことは前述した。草木を切取る場合の道具としては鎌や斧が使用されたが「他領」に押入ったとしてそのさい奪取られた資材具の注進状によるとヨキ（小さい手斧）・シハキリ・タツキ（杣人などが使用する巾広い斧）マカリカネ（曲尺）・金輪（敷桁などに用いる木材の継ぎ手）などといわれるものが奪いとられたのである。こうした山野や原野はしばしば開発されることがあるわけで、その一例をあげれば以下のようなものがある。紀伊国名草郡直川郷南字松島についての紀実俊解によれば、「抑件島者、爲常々荒野地、無人開発、空爲牛馬之飼庭、爲國無益之際、去建久三年之冬比、実俊猶思先祖之旧跡、限彼島一所、已所申請国前也（後略）」とあって実俊先祖相伝地の開発を申請しているのである⁽³³⁾。さらにこの時期でも「畑」（焼畑）の存在を確認することができるるのであるが、例えば高野山制條には「一、可制禁伐墾路并燒山野輩事」というものがあり、それについて「加燒山野之餘炎、近堂舍而多恐」⁽³⁴⁾とあるように焼畑としても活用するといった例も山間地では間々みられるのである。

次の問題はこうした山野所出の木材などに領主たちはどういった態度をとったのかである。

（花押）

充行 野上御庄内北山守職事

右、件北山者、近來成荒廢之地、無一草一木、皆被切取云々、於自今以後者、爲是光沙汰、可生立彼山之由、依仰所充行也者、庄家宣承知、敢勿遺失、故以下

寛喜元年八月五日 能心泰⁽³⁵⁾（傍点筆者）

上記の野上庄北山では近来では荒廃地となり、一草一木もなく切取られたため是光に同所の山守職を充行い植林することを指示しているが、実際、こうした手当を必要としたのであろう。

次に吉野山執行法眼春賢の請文によれば、「高野山訴申野川間事、於件山者、往古当山領也、雖然杣樹林滋茂之間者、不及沙汰、至近來、杣山欲盡失之處、公私之要事是多、因茲、任旧記所令立制止之札也（後略）」⁽³⁶⁾（傍点筆者）とあって、ここでも「杣山」の樹木が尽きようとしているため制止の札をたてて防ごうとしているのである。もっとも、高野山側からの主張は野川郷民（住民）が吉野山執行春賢の沙汰として当寺領（高野山領）内に四五里ばかり侵入して榜示札をかけ、その後山民は兵具を帶び乱暴狼藉に及んだというのである。またすでに述べた香取社の四面八町内の竹については地頭が恣に切取ったため残りは十分の一ということであるというが、この場合は毎年かなりの竹が生みだされ、生育も早いはずであるから深刻さは木材とは比較にならないのではなかろうか⁽³⁷⁾。こうした山野の荒廃の事例は数多くみられるが、もう一つあげれば河内国の通法寺の場合である。即ち「当寺者、伊豫入道殿御建立之間、代々將軍家御帰依之地也、而近隣輩伐採寺領山林樹木等、放入牛馬之間、寺辺令荒廢云々、於自今以後者、可停止甲乙人等乱入狼藉也（後略）」⁽³⁸⁾（傍点筆者）とあって、寺の近辺が荒廃に帰していることが知られる。こうしたことは押領とか乱伐によるものほか巨大な寺社など

の造営にあたっては多くの材木などを必要とした場合のあることはいうまでもない。註⁽³⁹⁾では巖嶋社の遷宮のときの事例を紹介しているが、材木は柱や板は勿論のこと檜皮葺、板葺など屋根葺にあたっては多くの檜皮や板などを必要としたのである。こうしたところでは荒廃をきたすような用材の切出しを必要としたであろうが他方では材木などの値段の騰貴をもたらしたのであった。

薪馬芻直法事

炭一駄代百文	薪三十束	三把別百文	
萱木一駄	八束代五十文	藁一駄	八束代五十文
糠一駄	俵一文代五十文		

件雜物近年高直過法，可下知商人者，又和賀江津材木事，近年不法之間，依難用造作，被定其寸法，所謂摺長分八尺，若七尺，令不足者，令點定之，奉行人可申子細之由云々⁽⁴⁰⁾

これによるとこの追加法は炭薪萱藁糖の高値を問題にしている。これらは薪とか炭などの燃料や屋根葺の萱や藁、飼料としての藁や糖、本文の方では和賀江津の材木の寸法を問題にしている。寸法が問題で造作に用いがたい問題が生じたからであろうか。これらのものはすべてが山野からの所出物ではないがその多くは山野（原野を含めて）に依存していたことは確かであろう。しかも、それらが高値となったのは需要増からであろう。しかしこの高値をおさえる指令は翌年には早くも撤回されている。即ち「高直過法之間，依爲諸人煩，先日雖被定下直，於自今以後者，不可有其儀，如元可被免交易」⁽⁴¹⁾ということとなり，但し，押買并迎買は停止するよう然るべきものについて交易所にふれている。こうした問題はかの永仁徳政令などと同様に権力的におさえることでは一時的にはともかく成功しがたいものだったとみてよいであろう。なお、さきの巨大寺社造営の材木に関しては「榎山」について建保四年（1216）に以下のような院宣があることに紹介しておきたい。

近江国榎々，山門造営材木榎造間，停止榎山禁制，云山手云河手，更不可令成其煩，存此旨，宜令致沙汰之由，可有御下知者，依院宣如件，光親誠恐謹言⁽⁴²⁾

以上のようなもので、按察使藤原光親より安芸法橋御房宛に出されている。これによれば榎山の禁制が停止されているのである。なお、ここで石清水八幡宮の權別當宗清の願文によれば「當宮御修理不奏聞公家，可爲寺領勤事」⁽⁴³⁾という一項があって、それには以下のように記されている。

右，宗廟之爲重事，朝家殊有尊崇者歟，是以頒數万戸之民烟，爲大小社之神領，五畿七道國衙庄園入官家者十之二三，償神社者十之八九，就中世及澆末，人輕朝威權臣擅國，公家少利，而諸寺諸社寺官社官徒貪寄進之田園，不致破壞之修造，偏爲朝家之煩，如忘公平之基，至當宮者，省宛寺領令致營修，兼定置其所，莫令成對捍，自少破各用意，無大費終其功，凡非過分之大宮者，宜駐任意之上奏矣⁽⁴⁴⁾

とあって、石清水八幡宮の修理にあっては公家に奏聞することなく自領などで費用を用意し

て修理を行っているといつている。これでみると巨大な寺社では修理などは小破のとき用意して大破をさけ自力で行ったということであろうか。その点でいえば御成敗式目一条の神社に関してでは「兼又至有封社者，任代々符，小破之時，且加修理若及大破言上子細，隨于其左右可有其沙汰矣」⁽⁴⁵⁾とあるし，二条の造寺に関しては「右寺社雖異崇敬，仍修造之功恒例勤，宜准先條，莫招後勘，但恣貪寺用不勤其役輩者，早令改易彼職矣」⁽⁴⁶⁾とあって，小破や大破のときの修理の仕方を規定しているのである。

- 註（1）鎌倉遺文 九四六 石山寺領検田帳 建久八年十二月廿六日。
- （2）鎌倉遺文 九四五 石山寺寺辺南郷検畠目録 建久八年十一月 日。
- （3）鎌倉遺文 八一五 周防宮野莊立券文 建久六年九月 日。
- （4）註（3）と同じ。
- （5）鎌倉遺文一一三七 美濃国在庁官人等解状案 正治二年四月 日。
- （6）古島敏雄「近世日本農業の構造」第一章第一節など。
- （7）鎌倉遺文一一一九 佐野蓮上田地荒野等賣券 正治貳年閏二月廿一日。
- （8）鎌倉遺文一七六九 僧源應讓状案 承元二稔戊辰十二月十日。
- （9）熊谷家文書 一六 安芸三入庄地頭得分田畠等配分注文 嘉禎元年十一月十二日。
- （10）佐藤・池内編「中世法制史料集」第一巻 追加法 一三 山野河海事。
- （11）佐藤・池内編「中世法制史料集」第一巻 追加法 二九 諸国新補地頭沙汰事。
- （12）鎌倉遺文 四七一三 和泉日根莊田畠等目録抄 文暦元年十二月二日。
- （13）鎌倉遺文 四七一二 和泉日根莊田畠在家等注文案 文暦元年十二月二日。
- （14）鎌倉遺文 一九六六 貞慶起請文 建暦三年正月十一日。
- （15）鎌倉遺文一七〇三 関白藤原家政所下文 建永二年十月 日。
- （16）鎌倉遺文 五四六七 関東御教書 延応元年八月八日。
- （17）大山村史史料編 一〇四 大山莊用水契状 德治三年五月廿八日。
- （18）大山村史史料編 一〇五 大山莊用水契状案 德治三年五月廿八日。
- （19）佐藤・池内編「中世法制史料集」第一巻 追加法 三二六 六斎日并ニ季彼岸殺生事 文應元年正月廿三日。
- （20）佐藤・池内編「中世法制史料集」第一巻 追加法 一七三 六斎日殺生事 仁治三年正月十五日。
- （21）註（19）と同じ。
- （22）註（20）と同じ。もっとも、追加法一七四（佐藤・池内編「中世法制史料集」第一巻）「鷹狩事」について「右、守関東新制、神領内例供祭之外、可被停止矣」とあるし、この場合の関東新制とは、「鷹狩事、社領内有例供祭之外、可停止之、寄事於左右、不可煩他領」（追加法一三三）を指すものであるという。
- （23）註（19）と同じ。なお、前掲書追加法 六二七では六斎日、ニ季彼岸、自八月一日至十五日殺生事が禁断日となっている。
- （24）佐藤・池内編「中世法制史料集」第一巻 追加法二二六、山野河海事、寛元二年十月十二日。
- （25）註（14）の史料は本文でふれているように「一、不可薪或材木等出他處事」というものであった。
- （26）註（15）と同じ。
- （27）鎌倉遺文 二一二八 将軍源実朝家政所下文 建保二年九月廿六日。
- （28）（29）（30）鎌倉遺文 二二五四 延暦寺政所下文案 建保四年八月三日。
- （31）註（5）と同じ。
- （32）鎌倉遺文 二三八〇 吉野山郷人被取物注進状 建保六年六月廿日。同遺文 二三八一 億万法師注進状 建保六年六月廿日。なお、後者では「タツキ」は鑄と記している。
こうした奪取の実例をつけ加えるならば
勝尾寺衆徒之御中令申候

抑年来罷過候山お御制止候条、子細何事にか候哉（中略）萱野郷へ先日可被仰遺候處、衆儀之旨爲、無音かま・よきらを一々被奪取之条、未曾有之子細候歟、誠致寺領者不及子細申、致他領併かま・よきらを被奪取、披露不可然候歟（下略）

鎌倉遺文 三九一〇 摂津萱野郷政所書状（寛喜元年）十二月十六日。

(33) 鎌倉遺文 七〇八 紀実後解 建久五年二月八日。

(34) 鎌倉遺文 五四三九 高野山制條、延応元年六月五日。

(35) 鎌倉遺文 三八五九 某袖判充行狀 寛喜元年八月五日。

(36) 鎌倉遺文 二三四九 春賢請文
「建保六年戊寅」二月廿八日。

(37) 註 (15) に同じ。

(38) 鎌倉遺文 五七八八 六波羅下知状 仁治二年三月廿四日。

(39) 鎌倉遺文 五八二二 安芸国巖島社神官等申状。

伊都伎嶋社神官等誠惶誠恐謹言、請被殊蒙 天恩、來六七両月中勘下日時、奉遂御遷宮子細状造畢殿舎

内宮分

大宮御方

御殿一字 九間二面

樓台一字

三棟拝殿屋一字 九間四面

祓殿屋一字 在上下庇 五間三面

樂屋一字 五面一面

戎宝殿一字 一間二面

（中略）

客人御方

御殿一字 六間二面

樓台一字

拝殿屋一字 七間三面

（中略）

已下殿舎廻廊、皆以檜伎葺之

竈殿一字 五間一面 板葺

御倉一字 五間一面 板葺

平門一字

築垣二十本

大鳥居一基

外宮社

大宮御殿一字 六間一面

客人御殿一字 三間一面

両御殿樓台二字

三棟拝殿屋一字 十一間二面

戎宝殿一字

已上檜皮葺

御供屋一字 三間一面

戎拝殿一字 三間

樂屋一字 三間一面

已上板葺

未造殿舎等

内宮分

若宮宝殿一字 一間一面 檜皮葺

山王拝殿一宇 五間二面 檜皮葺
同釘貫三十二門
同鳥居一基
朝座待屋一宇 三間二面
唐垣三十六間
夏堂一字 三間二面 檜皮葺
常行堂一字 三間四面 檜皮葺
山臥床 七間一面 檜皮葺
鐘樓一字 檜皮葺
二階樓門一字 檜皮葺
有浦大鳥居一基
御廄一字 五間一面 檜皮葺
反橋二十六間
平橋八間
(中略)
外宮分
宿院殿御宇 五間一面 檜皮葺
同拝殿一字 五間二面 板葺
庁屋一字 十二間 板葺
御讀經所一字 三間四面 檜皮葺
神宮寺一字 五間四面 檜皮葺
大鳥居一基
此外雖有可加修理舍屋等，不及
不及注進之，

以上、遷宮を前にした伊都伎嶋社の造畢殿舎及び未造殿舎の概略である。省略したものの中には屏二十三間とか築垣二十本など多数がある。詳細は鎌倉遺文五八二二を参照されたい。

- (40) 佐藤・池内編「中世法制史料集」第一巻 追加法二九六 薪馬芻直法事，二九七 和賀江津材木事，建長五年十月十一日。
(41) 佐藤・池内編 三〇二 炭薪萱藁糖事，建長六年十月十七日。
(42) 鎌倉遺文 二二五五 後鳥羽上皇院宣（建保四年）八月八日。
(43) (44) 鎌倉遺文 二二八七 宗清願文案 建保五年正月廿七日。
(45) 佐藤・池内編「中世法制史料集」第一巻 御成敗式目一条。
(46) 前掲書，御成敗式目二条。

(二)

山野をめぐる堺相論の多くは材木・薪・炭や萱などの草木をめぐる対立抗争と結びついて訴訟などでは決着がつかず衝突し死者を出すといった事態を生みだしているのである。この場合の対立抗争はどのような人達のどんな行動によるものなのかを事例にそって考えてみたい。

- ① 美濃国在庁官人等解状案によると「以國衙之勤，偏爲立衙庄之要，背國宣，枉致訴訟，擬遁其役之條，未曾有所行也，如此互爲歎，不成堤与力，每事於令違背國宣者，彼庄者甲乙人晝夜乱入國領，薈草萱，取葦荻之條，早加停止，永可令停止者也」⁽¹⁾ というもので彼庄（東大寺領大井庄）の甲乙人が乱入して草萱，葦荻などを刈取ったことが問題となったのである。この場合，国領に晝夜乱入した甲乙人とは大井庄民等であった。

- ② 石川郡内東坂者河内国觀心寺領であることは勅院事国役免案の宣旨や庁御下文で明確であるが「而郡住人等近日任自由，切取材木云々，所行之旨尤不当也」⁽²⁾としてその濫行を停止するよう河内国司府宣案が下されている。この場合の濫行者は石川郡の住人だといっている。
- ③ 香取社の宝殿の四面八町内の竹を切り取ったのは前述のように当社領の地頭千葉胤通らであった⁽³⁾。
- ④ 山城海住山寺の貞慶起請文五箇条のうちの一つ、「一，不可薪或材木等出他處事」⁽⁴⁾の条項では「近隣之住民，盜伐者，固加守護，若剩自伐取此木，爲薪賣人者，偏盜佛物也」⁽⁵⁾とあって、外部の「近隣之住人」と内部の人々が材木等を伐取ることを問題にしている。
- ⑤ 禪定殿下基通近衛政所下文案によれば、建永元年（1206）に長岡庄々官等は地頭威を誇って荒野葦原を押領したことがあったが7年後あたりに長岡地頭中瀬次郎が補せられたさいに「長岡十郷庄官百姓等引率乱入当庄内，懸札於十余ヶ所畢，惣号境懸札致相論事，已四箇度也，而毎度不定一所，乍四箇度替所之条，自由謀計也，加之，十郷庄官百姓等，人馬共踏入田畠，致損亡之条，未曾有事也（後略）（傍点筆者）」⁽⁶⁾
- この場合は田畠を含めて荒野葦原の押領が問題になっているが堀尾庄に侵入したのは長瀬次郎（長岡地頭）に率いられた長岡十郷庄官百姓等であった。
- ⑥ 備前国金山觀音寺の場合でみると寺解によれば四至内に乱入りし，狩猟を企て，あるいは古樹林を伐取ったのは「甲乙輩」であった。この場合は，今後は地頭の沙汰として寺領四至内に禁制を加えて僧徒を安堵し，兼て又違反者にたいしては守護人につげ，かつ交名を注進すべきだとしている。この取締りの形態は悪党の場合と同様の扱いである⁽⁷⁾。
- ⑦ 建保四年（1216）の延暦寺政所下文案によれば，この庄園は鳥羽院保延年中頃山門に寄進されたものであるが，近来になって南古賀より北善積庄後山が押領され，古賀・善積（近江国高島郡）両庄の住人らは当庄民を入れずに鎌や斧を奪い蹂躪に及んだという⁽⁸⁾。ここで対立の主体は両庄住人対当住民であったという。ところで草木の草刈りや伐取りを罰する方法として鎌や斧を奪うということは一般農民にとつても薪や草木が必要であったからであろう。これらは燃料，肥料（刈敷）・飼料として不可缺なものとなっていたのである。
- ⑧ 建保六年（1218）の高野山所司愁状案によれば
高野山所司等解，申請 将軍家裁事
請特蒙 廣恩，依押領當山所領不當猛惡，被召下吉野山惡僧春賢，處重科并揚誠野川鄉民子細狀⁽⁹⁾
というもので，野川郷民（住民）等は「号吉野山執行春賢之沙汰，入當寺領四五里許，懸榜示札畢，其後山民帶兵具，過榜示札，散在于寺辺，止薪取斧，又於入定之地御廟之傍，射鹿剥皮，又白晝帶弓箭，打入造東大寺上人重源建立專修往生院庵室，衣鉢之貯皆悉奪取

（後略・傍点筆者）」⁽¹⁰⁾とあって、高野山側からみれば吉野山執行春賢の沙汰による行為は悪党的行動ということになる。事実、春賢その人に対して高野山側では「悪党」といつているのである。なお、春賢の沙汰として行動したものたちに対して「野川郷民」とか「山民」といい、「兵具」とか弓箭を帶びてといっているところからみると武装をしていたことになる。

- ⑨ 寛喜二年（1230）に太政官牒が高山寺に牒されているがそれは「応遣官使堺四至打榜示，禁遏樵採漁獵當寺并別院善妙寺事」⁽¹¹⁾というものでその侵入を防いでいる。
- ⑩ 同年神護寺でも問題となっているがそれは「而近來樵採漁獵之輩，率多勢致濫行，喰霞臥雲侶，加制禁不敍用，悲哉，大師結界之地，忽爲獵者樵夫之場，哀哉，（中略）而近日亦嵯峨樵夫等引率數輩，相語素光寺新地頭，亂入寺領，所企無道之沙汰也（傍点筆者）」⁽¹²⁾とあって、漁獵者や樵夫の行動が問題となっているが近日では数輩を引率した嵯峨樵夫は素光寺新地頭と相語らって寺領に乱入し無道の沙汰を企てているという。ここでも樵夫らは地頭と結んで行動している点が注目される。
- ⑪ 同年四月に摂津国勝尾寺にも太政官牒が出されているが、この場合も寺領四至内の殺生伐木等の新儀非法が問題となっている。その四至内の状態は「今見在山中之時，山禽野獸共來而恭敬之，百草万木皆屈禮拝之」⁽¹³⁾とある。だが「而近年山下辺民，國中惡党等，或濫入寺領，殺戮禽獸，或往反山路，伐採樹林，山侶微弱之故，無人于禁制，凶類相累之故，有恐于沙汰，近曾不堪其愁歎之余，一旦加制止之時，非只加罵言，已及打縛之恥辱，數日被禁閑之（中略）泣雖堪忍此等之怨冤，凶惡之党類，逐日倍增（後略）（傍点筆者）」⁽¹⁴⁾といった具合で「國中惡党」「凶惡之党類」ということで、悪党行動と見做しているのである。そうであるからこそこの問題の解決は「仰當國守護人，且任先例，且優聖迹，於當山四至内停止殺生伐木者」⁽¹⁵⁾とあって、守護に期待しているのである。この問題は年末には勝尾寺解状によれば「固四方之結界内，林木彌茂，禽獸自馴，而近年萱野庄民等，入結界内，恣伐木殺生，剩加制止之往侶等，或及刃傷，或被縦糓，無道之至，何事如之哉」⁽¹⁶⁾（傍点筆者）ということであり、一方、摂津萱野郷政所書状によると「萱野郷民賣木事，隨見會，可被取候由，方々沙汰人一同可下知候了，但如郷民申者，令出市木候事，不限當郷一所，近隣村々無其隱候之處，限萱野郷如此御沙汰候條，別子細候歎之由」⁽¹⁷⁾（傍点筆者）とあって、材木の賣買が活発であることが知られる。いずれにしても、以上の二つの文書からこの時期の萱野庄民や萱野郷民の行動を知りうるのである。

ところで、この時期、新補地頭得分が定められているのだが、山野河海所出物なども決められている。つまり、領家方地頭方双方に対して前述したように「除本年貢之外，可致半分沙汰之由，御下知先畢」⁽¹⁸⁾と定めているのである。もっとも、貞応二年（1223）の追加法、一三 山野河海事⁽¹⁹⁾ではすでに(一)で述べたように領家国司方と地頭方とで「折中之法」により各々が半分沙汰をすることになったのである。もっとも、「加之，先例有

限年貢物等，守本法不可違乱」⁽²⁰⁾とあるのである。これであきらかに領家国司方と地頭方双方ともに山野河海所出物等に対しては大いに関心をもっていたのである。

⑫ 寛喜二年（1230）六月には興福寺別會所下文によれば泰兼法師が御供所造営材木并用途等を正月頃淀津で奪取するといったことが起きているが沙汰遅々の間、勝に乘じてあまたの人数を引率して阿波国富田庄に乱入りし、種々濫妨をし雜掌を追却したという。六波羅に訴えたが「泰兼与守護所親昵之因縁尤深云々（傍点筆者）」という關係にあって「是偏泰兼法師無道之餘、爲令椋申訴訟」⁽²¹⁾とみているのである。興福寺としては先度の下知に任せて雜掌末吉の沙汰として懈怠なく御供所材木并作事用途の備進を重ねて命じているのであるが困難であったようである。それはすでに大明神の御敵となった泰兼法師が守護との結びつきを強めていたからであろう。

⑬ 次は前後することになったが嘉禎元年（1235）十二月の興福寺僧綱等解案によれば春日神人を殺害刃傷に及んだ石清水八幡宮別当宗清・権別当棟清の遠流と交野右馬允の禁獄を求めている。これは別当宗清の遣わした所司并数輩の家人によって惹起したものであるというわけである。つまり、所司并数輩家人らは「令踏分大住・薪之論境、任雅意、制山奪鎌、自由軒濫所行奇怪、此条先罪科難遁者乎、両庄際目、雖爲代々之鬭訴、聖斷未切、私之糾定更有何益、仍當社神人少々正著黃衣、相尋子細之處、彼兵衛尉無左右出箭射之、拔刀突之、神人貞弘者立逝去、同爲次者被重疵、死生難決、自元帶兵具、結構之趣敢無其隱、所行之旨、甚絶常圖歟」⁽²²⁾ということであったという。他方の石清水八幡宮側では、

石清水八幡宮護國寺所司等謹解 申請 官裁事

請殊蒙官裁、且罷南都理不盡訴訟、召出宗知及惡党等、被斷罪、且差遣勅使於薪山、任旧跡打榜示、停止新儀山守、令勤仕歲末年始修正以下御節等状⁽²³⁾

ということで石清水側では「宗知及惡党等」の断罪を求めていることと旧跡に任せて榜示を打ち、新儀山守の停止を求めているという主張となっているのである。両者の対立には「両庄際目、雖爲代々之鬭訴」とあるように堺相論がその基礎にあったのである。またこの場合の対立も一方では訴訟を行いながら他方では兵具を帶びた実力行使に及んでいるのである。

⑭ 延応元年（1239）の高野山制條八ヶ条のうち本稿との関連では五条・六条がかかわるのであるがそれは以下の条である。

一、可禁斷寺領殺生事

夫如來之制戒、大小雖異、菩薩之重禁、專恐放業、寺領之中、遠國猶可停止、山鄉之辺、狩獵尤可禁斷、速仰庄務之人々、可觸廻于所々、若尚有其聞者、可被處罪科者也
一、可制禁伐墾路木并燒山野輩事

夫、伐木刈草、素雖有其罪、或隨便宜、或任土風、可斟酌之、而墾路者、吾山大道也、一木輒不可伐、近年已以伐透云々、加之、燒山野之餘炎、近堂舍多恐、兩條同可禁斷、⁽²⁴⁾

以上の二ヶ条は殺生禁断と伐木刈草を禁じたもので、外部は勿論、内部のものに対しても禁じたものである。なお、後者では「焼山野」という恐らくは焼畑が禁じられているのであろう。なお、小早河氏にあっては都宇竹原両庄のことで、仁治元年一族間で相論となっているが、「山事」に関して「両方申詞变々、共以不進證文之間、難被是非、但如平均御下知者、有限本年貢之外、可致半分沙汰云々、於本畠者、云領家所當、云地頭加微給畠、不可有違乱、至山畑新畠者、依所不同也、任国例、可致沙汰、其外事、預所・地頭致半分之沙汰、但材木者、三分之二自領家方令取之由、親康承代之上、不及子細矣」⁽²⁵⁾ ということで、山畑（焼畑）と材木について言及している点が注目される。

- ⑯ 河内国古市郡通法寺は源頼義の建立によるもので、代々の將軍御帰依之地であったが、仁治二年（1241）頃では「近隣輩伐採寺領山林樹木等、放入牛馬之間、寺辺令荒廃云々、於自今以後者、可停止甲乙人等乱入狼藉也」⁽²⁶⁾（傍点筆者）ということであり、近隣輩=甲乙人の乱入による山林樹木らの伐採と牛馬の放入などの狼藉により寺領の荒廃が問題となっている。

以上、(一)で言及したものとだぶっているものもあるが、15の事例をあげて「山野」をめぐる対立抗争を紹介してきたが、ここに登場した人々は「甲乙人」「郡住人」「香取社領の地頭（千葉氏）」「近隣の住人」「長岡十郷庄官百姓等」「甲乙輩」「近江高嶋郡の古賀・善積両庄住人」、吉野山執行春賢の沙汰によって高野山領に侵入した「野川郷民」あるいは「山民」、素光寺新地頭と相語らって神護寺領に乱入したのは「嵯峨樵夫」であった。摂津国勝尾寺の四至内に乱入したものは「山下辺民」「国中悪党」（凶悪之党類）、「興福寺宗知及悪党等」等々が登場して争っているのである。訴訟の一方で実力行使などにより死傷者をだしたことは前述の通りである。承久以降ではこうした抗争に地頭や庄官もかかわるようになり、紛争の解決に地頭や守護が関与することが顕著となっているのである。彼等の関与はその行動が「悪党」行動と見做されたからであろう。

第二の点として広汎な諸階層が「山野」などの問題に登場し対立したことは諸領主から百姓にいたるまで、山野の所出物に依存しそれを必要としたからであって、その確保が庄園や公領の内外の山野に対しては領主層にとっても関心のあるところであり、その内部の諸階層にとっても同様だったのである。それを端的に示すものはすでに(一)でふれている幕府追加法、二二六 山野河海事に示されている。この場合、山野河海の所出物として「草木獸類魚類海藻等」をあげて、これらを必要とする時にはその所の領主にふれて和与するようにいっているのである。しかしながら現実には押取る輩があるのでそれは停止すべきであるが「但如然之事、相憑近辺之條、世間之習、領主又弁事情、強不可拘惜」といって、これに背く者は軽きは過怠、重きは所領没収といっているのである⁽²⁷⁾。これは主として地頭御家人間のあり方を規定しているものであるが⁽²⁸⁾、地頭などの在地領主と百姓との関係では以下のような規定も存在しているのである。この問題はすでにしがきで言及しているのであるが、同じく追加法一八七「放牛馬、

採用土民作物草木事」ではこれを押取輩があつて住民が歎申している問題に対して「宜停止之，背此趣者，糺返其物之後，可有過怠（傍点筆者）」として、住民を一定程度保護しているし、同追加法一八九では「乱牛馬事」で、「損食田畠，踏山野之条，馬主牛主緩怠之所致歎，然者於其分者，以一倍可弁償其主矣」とあって、ここでも一定の保護を認めることができる。勿論これらは年貢公事等を確実に確保するためであることはいうまでもない。しかしながら他方では仁治元年（1240）式目追加の「厨屋雜事等事」⁽³⁰⁾では本司新司ともにまず停止が下知されているが「但至馬草并薪以下雜事者非沙汰之限」⁽³¹⁾とあることからするとこうした雜事は領内の百姓などに課すことは自由であったようである。以上、この章では在地の領主や庄官などが「山野」にどのようにかかわったか、またそこでの所出物をめぐる確保と対立の問題を論じてきたので、次章ではこの問題に主として「百姓」などはどのようにかかわったのかを問題にしたい。

- 註（1）鎌倉遺文 一一三七 美濃国在府官人等解状案 正治二年四月 日。
- （2）鎌倉遺文 一三六四 河内国司府宣案 建仁三年六月廿八日。
- （3）鎌倉遺文 一七〇三 関白藤原家政所下文 建永二年十月 日。
- （4）（5）鎌倉遺文 一九六六 貞慶起請文 建暦三年正月十一日。
- （6）鎌倉遺文 二〇一九 禅定殿下近衛政所下文案 建暦三年八月十二日。
- （7）鎌倉遺文 二一二八 将軍源家政所下文 建保二年九月廿六日。
- （8）鎌倉遺文 二二五四 延暦寺政所下文案 建保四年八月三日。この場合の当庄について「鳥羽院御時保延年中之比，被寄附山門領刻、爲後代被定置四至畢，南十三条，西追分，北十条，多年之間敢無違亂之處」（同文書）を古賀・善積両庄住人に一部を押領されたという。
- （9）（10）鎌倉遺文 二三六一 高野山所司愁状案 建保六年季三月 日。
- （11）鎌倉遺文 三九二四，太政官牒 寛喜二年閏正月十日。
- （12）鎌倉遺文 三九二五，太政官牒 寛喜二年閏正月十日。
- （13）（14）（15）鎌倉遺文 三九八〇 太政官牒 寛喜二年四月廿日。
- （16）鎌倉遺文 四〇七九 禅定殿下近衛政所下文 寛喜二年十二月 日。
- （17）鎌倉遺文 四〇八〇 摂津国萱野郷政所書状 無年号文書。
- （18）佐藤・池内編「中世法制史料集」第一巻 追加法 二三 本年貢半分事，寛喜三年四月廿一日。
- （19）（20）佐藤・池内編「中世法制史料集」第一巻追加法 一三 山野河海事，貞応二年七月六日。
- （21）鎌倉遺文 三九九四 興福寺別会所下文 寛喜二年六月十三日。
- （22）鎌倉遺文 四八六九 興福寺僧綱等解案 嘉禎元年十二月 日。
- （23）鎌倉遺文 四八六八 石清水八幡宮寺所司等解 嘉禎元年十二月廿日。
- （24）鎌倉遺文 五四三九 高野山制條 延応元年六月五日。
- （25）鎌倉遺文 五六四六 関東下知状写 仁治元季閏十月十一日。
- （26）鎌倉遺文 五七八八 之被羅下知状 仁治二年三月廿四日条。
- （27）（28）の註（24）と同じ。
- （28）文永年間（1264～1274）であるが、小早川氏の惣領茂平と定平との間で、山野河海の所出物の利用をめぐる問題で相論となっている。材木の問題では「国平云新庄，云本庄，任法伐取之，令与借上人之間，爲懲傍輩令抑留之處，連々洪水流失畢（中略）本仏令押取彼比曾之条，重兼承伏之上，勿論歎，有子細者可言上事由之処，私抑留之条，甚自由也，早可令糺返之矣」とあって、本仏（茂平）は庶子側が借上人と結んで活発な経済活動（櫛）を行ったことに対して、他の庶子家（傍輩）を懲らしめるために抑留したことが問題になり、早く糺返することを命じられ、惣領側が敗れているのである。この点は「紺灰」についてもいえるのであって、こちらは惣領側が他領（庶子領）に押入った行為が問題とされたのであ

る。〔小早川家文書之一〕一一五「関東下知状」文永三年四月九日)

(29) はじめに 註(1)と同じ。

(30) (31) 佐藤・池内編「中世法制史料集第一巻 追加法 一五五 厨屋雜事等事 仁治元年十二月十六日」

(三)

「山野」及びその所出物に対して「百姓」としてどのようにかかわったかは12~13世紀あたりでは具体的には解りにくい。というのは主として(2)で検討したことであきらかなように「山野」及びその所出物等をめぐる対立抗争に登場した人々は「甲乙人」「郡住人」「近隣住民」「古賀・善積両庄住人」「野川郷民」「山民」などであり、彼等はしばしば「庄官百姓等」などとあるように地頭や庄官、ときには「国中悪党」「凶惡之党類」に率いられている場合が多く「庄民」「百姓」として固有な存在として自己主張することは少なかったのである。その点では13世紀後半の近江鯰江庄百姓等申状はめずらしい事例ということができようか。

□^(奥)福寺御領鯰江御庄百姓等謹言上

欲被早停止大安寺御領池庄百姓等新儀制止，任先例取彼山野草木子細状

夫当庄者，依無山野，或近衛殿御領御園，或山門領百濟寺山□，相模四郎佐近大夫尉殿御領小□庄，如是四ヶ所之山野草木，自昔無相違取□之處，彼池庄百姓等奸計之余，此四五箇年之間，称我領，以新儀加制止之条，無謂次第也，而雖爲大安寺領各別，且南都一處也，尤爲御沙汰，可被停止彼新儀者也，若然者，自余領主定如是歟，然者法印御寺務御時，有御沙汰折節，□御得替之間，空罷過畢，正理善政當御代，被経憲法御沙汰，如元欲令取池庄山野草木之状，謹言上如件⁽¹⁾（傍点筆者）

これでみると鯰江庄百姓らは庄内に山野がないことから池庄以下四ヶ所の山野から昔より草木を取ってきたのであるが、建治元年（1275）前後あたりから制止されるにいたったのである。これが認められないならば他の三ヶ所の領主も同様な考えになってしまうというわけである。なお、鯰江庄百姓らは四ヶ所の山野草木の存在する一ヶ所の大安寺に関して「而雖爲大安寺領各別，且南都一處也」といった見解を述べているのである。こうした点では前述した鎌倉幕府の寛元二年（1244）の追加法では山野河海の所出物たる草木獸鳥魚類海草に関して要用あるときはその所の領主に觸れて和与をすすめ、恣に押取ることを禁じているのだが、但し書きでは「但如然之事，相憑近辺之条，世間之習，領主又辨事情，強不可拘惜（傍点筆者）⁽²⁾とあって、領主の拘惜みに対しても自重を求めるべきである。

ところが、文永六年（1269），かの近江伊香立莊官百姓等申状によると

當御庄者，是往古重役御領，古今重色之御庄也，然当庄民等，依切盡後山之林木之，番炭木以下之日次重役令闕如之間，慈鎮和尚御代，古老百姓等企參上，歎申子細之處，被仰下云，誠重役闕如之条，付公私不便之次第也，自今以後者，以葛河山之伐木燒炭，可令備進

重役由，被仰下畢，仍數代相傳之間，令進退件山之，令勤仕色々之御公事」⁽³⁾（傍点筆者）
 ということで後山の林木を切盡したため參上して訴えたところ「葛河山」の木を伐って炭を焼くことが認められたという。こうして一年中の色々御公事としては、まず御所役としては番炭百八十荷，香木三百六十荷，草木三百六十荷，香三石六斗，檀木三百六十束，御箸木百四十四束，本寺役としては花炭二百籠預所分，名田炭二百籠，冬木炭五十荷，釜地子十口数六十籠，五穀炭二十籠，御忌日炭二十籠，香四石三斗五升という額を違乱なく納入していたが，文永六年（1269）の五月頃，葛川參籠行者等数十人によって炭釜が破損され炭屋を燒拂い路次に番炭を持出して打散じたという。こうして庄官百姓等はこのような狼藉の断絶と道理にもとづいた慈恩の成敗を求めているのである⁽⁴⁾。いずれにしても，近江伊香立庄の庄官百姓は炭以下諸々の山野の所出物を納入していたのである。これをみても，山野に人間が如何に依存していたのかを知ることができる。ところで近年では諸国流浪の悪党らは數十宇の在家を立ち並べ「帶妻子集魚鳥，剩及狩漁之，放飼牛馬之間，明王結果之地，鎮不淨也，加之，山嶺仁波取材木之，燒拂其跡天波作大小豆等之五穀，打開溪谷，令開發耕作之，僅殘木於波燒紺灰天，令賣買之，所行之企，雖似能活之計（中略）往代明王御領，忽令成田夫栖之条，無懸之次第也」⁽⁵⁾といい，往代明王御領を開発し，田夫栖としたといっている。ところで伊香立庄官百姓らは材木を炭などにして納入したりしているが建築材などとして材木などが借上人を通じて賣買されている例としては小早川氏の庶家の動向をあげができる。また建長五年（1253）の幕府の追加法では薪炭等々の雜物の高値過法に対しその解決のために「商人」らに下知しているし，和賀江津材木の寸法の不法についても問題にしている⁽⁶⁾。もっとも，こうした雜物などの物価上昇問題はかの永仁徳政令のように成功せすることなく，翌年には前述のように撤回され，押買并迎買を停止することにとどまっている⁽⁷⁾。

次に，前述のように山野河海事に関しては承久以後，領家国司方と地頭分とは折中の法でもって各々半分の沙汰とすると追加法では規定しているのだが「加之，先例有限年貢物等，守本法，不可違乱」とあるのである。ところでここでいっている年貢物等は具体的にはどうなっているのであろうか。仁治二年（1241）の「大山庄領家御年貢注文事」ではいわゆる年貢公事のうち夫役などを除いたものであろうが以下のようなものであった。

請米百四拾式石四斗	<small>寺家銅升定</small>	夏畠地子麥拾石
在家苧參拾組		移花紙拾五枚
寺田勘料布式拾端		例進布五十端
麿五袋	<small>參升納</small>	菓子捌拾合 <small>但節供科</small> 一年中五箇度
林地子搗栗壳石		秋始小俵拾捌俵 <small>各一斗納</small>
麿麥六斗		節科米六斗
柒壳升		菓供米四斗
油壳石捌斗		

(中略)

東寺方済物

餅貳百枚	柄捌合
甘栗四升	生栗伍斗
串柿十連	暑領 <small>(署領)</small> 百本
野老拾合	牛房五拾把
芍若參拾丸	土筆毫斗
干蕨拾貳連	胡桃毫斗
零暑子參升	胡麻參升
平茸貳折	梨子五合
樋貳柄 <small>五入</small>	足樋毫口
杓貳枝	呂子貳覆
餅横毫合	折敷參百枚
薦陸拾枚	續松參百把
差糸陸百筋	波毫口 ⁽⁸⁾

以上のようなものが地頭らによって徵収され納入されることになっているのである。これであきらかなように田畠は勿論のこと、山野等の所出物やその加工品などが年貢以下雜物として納入されたのである。

次は「山野河海」と「百姓」などの負担との関係を検討してみたい。その一つ「山手」のこととでいえば、正元々年（1259），摂津国枳禰庄雜掌前大和守仲景ならびに同庄公文僧月性と多田院雜掌沙彌光信とが堺相論を行っている。

次多田院者，雖不帶證文，任先例，可致其沙汰之由，右大將家御下文顯然也，而間，守旧規致沙汰者也，山野者爲多田進止之間，枳禰庄百姓等至于當時，併令弁山手於多田方，證據何事如之哉，山手事，不限角尾之百姓，枳禰一庄村々在家不漏一字，令取之條，御使入部之時，被糺明眞偽之日，不漏一字在家之條顯然也云々，然則，角尾百姓許弁山手弁事者，無證據，自枳禰庄弁山手於多田之條，仲景等既自称，如光信所進大將軍御教書者，任先例可致沙汰云々（中略）不限當庄，多田之内權門領二十余ヶ所雖有之，至于山者，自惟義之時，承久御補任以後，御進退之間，以前御代官爲國・泰綱出山野制符免狀於所々之條，無異儀歟，仲景等者，以天福以後公券等，雖申子細狀，文与申詞不符合之條，大概載于状右，仍至于山者，可爲多田進止，依將軍家仰，下知如件⁽⁹⁾

以上によれば多田御領山は九万八千町歩もあって摂津国枳禰庄（領家土御門宰相中将家）の庄官らもみんな存知するところであって、山手を枳禰庄の村々在家は一字も漏さず多田方に納入していたという主張、したがって堺相論となった山についても多田院の進止が認められているのである。こうしてみるとかなり以前から枳禰庄の在家は多田方に「山手」を納入すること

が義務づけられていたことになる。

次は和泉守護代書下によると

建治二年（1276）の中原公員跡と箕田村人らの梨木山の伐採と狼藉が相論となっているが、

以訴陳難是非之間，帶次第證文，可令出對之旨，就加催促，両方參對之處，自公員訴者，備相傳證文，自往昔，彼村人等弁來山手由申之處，敢無返答，其上村人等不出一紙證文，退出了，且又沙汰落居之程者，任自由，不可伐採山木，可停止狼藉之旨，両方加下知了，而村人等其後度々乱入彼山，散々切採之條，狼藉之至也，就中，凡下之輩，押妨御家人所領之條，招罪科者歟，所詮，於狼藉者，任傍例，可加炳誠之狀如件。⁽¹⁰⁾

ということで、この問題の落居の程は、村人らに対しは自由に山木を伐採することと狼藉の停止を両方に下知を加えたがその後も、度々彼山に乱入して散々伐採るなど狼藉に及んだという。なかでも「凡下之輩」が御家人の所領を押妨するなどの行為を行ったため、その狼藉に対しては傍例に任せて炳誠を加えるべきとしているのである。いずれにしても、箕田村人は以前は「山手」を中原方に納入していたことは確かなようである。

もう一二の事例をあげれば弘長三年（1263），圓宗寺領越中国石黒庄において雜掌と地頭とが種々の問題にわたって相論となり下知状が下されている。その論点の一つに「山手河手事」があつて、その点に関しては

如定朝等申者，預所先例不相交之處，建長元年始押取河手材木畢，承久以前預所令取否，可被召問近隣輩云々，如幸圓申者，一向爲領家進止，沙汰來之處，承久以後押領畢，近隣住人等者，争可知及承久以前事哉云々者，御使入部之次，以起請文，被尋問承久以前例於近隣古老住人等，可有左右焉。⁽¹¹⁾

ということで、この相論では承久以前が問題ということで、この点を御使入部のついでに近隣古老住人等に尋問し、その結果によって決めるとしている。最後の事例は弘安七年（1284）兩浦刀禰所に下された某施行状によると、「なけき申山手塩代米事，且惡米ヲ進間，公損也，且依爲百姓煩，被執申関東之處，もとのことく，以俵別直錢，可致沙汰由，所被仰下也」⁽¹²⁾というもので、「山手塩代米」は惡米で納めたこともあると、公損であるとともに「百姓煩」もあるといっている。

さて、「厨屋雜事等事」によれば前述のように「不論本司新司，一向停止之」として関東では下知されているのだが「但至馬草并薪以下之雜物」⁽¹³⁾については沙汰之限にあらずということであるからこれらは百姓に課せられることがあったのである。もっとも「放牛馬，採用土民作物草木事」⁽¹⁴⁾でいえば、恣に押取る族があつて住民らが歎き申しているとの風聞があるので、これに背いたものは其物を糾返したのち、過怠あるべしといって一定の保護が行われているのである。こうした点では高野山領の惣追捕使や公文などの庄官の正応四年（1291）の起請文では、

一，造作材木等 恣不可令充取百姓等事。

一，乱入百姓垣内，押不可取菓子・薬作物事。

- 一，牛馬放飼并秣苑，可停止事。
- 一，不可剪取寺僧并百姓領樹木事。
- 一，不可奪取苅草，又押入民屋，不可責飯酒等事。
- 一，停止狩獵出立落付事，又号放喰，不可取無咎牛馬事。⁽¹⁵⁾

以上の項目が盛りこまれているのである。草木をはじめとして百姓らに対しては以上のほかに多くの収奪や干渉をうける可能性があったのである。以上、鎌倉期の後半の時代も含めてさらに後考で検討したい。

註（1）鎌倉遺文 七六八〇 近江鯨江莊百姓等申状。

（2）佐藤・池内編「中世法制史料集」第一巻 追加法 二二六 山野河海事。

（3）（4）鎌倉遺文 一〇五〇八 近江伊香立莊官百姓等申状 文永六年十月 日。

（5）註（3）（4）と同じ。

（6）佐藤・池内前掲書，追加法 二九六 薪馬薦直法事，建長五年十一月十一日。

（7）佐藤・池内前掲書，追加法 三〇二 炭薪萱藁糠事 建長六年十月十七日。

（8）大山村史史料編 六二 大山莊領家年貢請文案 仁治二年五月 日。

（9）鎌倉遺文 八三九七 関東下知状案 正元元年七月廿七日。

（10）鎌倉遺文 一二三六五 和泉守護代書下 建治二年六月廿日。

（11）鎌倉遺文 八七七五 関東下知状 弘長二年三月一日。

（12）鎌倉遺文 一五三九〇 某施行狀 弘安七年十二月廿三日。

なお、「山手」について、もう一例あげておけば近江大浦莊中司某下知状（「鎌倉遺文」一二六一三 建治二年七月七日）に「留當庄山口事，依舊浦百姓等歎申，所令免除也，但入山之時，或令損亡作毛，或不可⁽¹⁶⁾材柴等，若背此旨，定又有後悔歎，兼又有限山手等任先例，不可致懈怠者（後略）（傍点筆者）」とある。なおまた播磨大部莊百姓等申状（「鎌倉遺文」一八七三四 永仁三年正月 日）の一節には「上洛之時者，号京上夫・伝馬料，責取四百文錢貸，其上於沙汰人之許，称草手押取二百五十文之錢，一人分既如此，況於五六人，無隙下向哉（後略）」といった例もある。

（13）佐藤・池内前掲書，追加法 一五五 仁治元年十二月十六日。

（14）佐藤・池内前掲書，追加法 一八七 放牛馬採用土民作物草木事，仁治三年三月二日。

（15）鎌倉遺文 一七六八三 長國高起請文 正応四年辛卯九月十八日など，同様な起請文が何通も存在している。

On the Use and Sovereignty of Fields and Mountains in Medieval Times

KITAZUME, Masao

Abstract

It goes without saying that nature is essential to human existence. While people have been dependent on the natural environment, they also have focused on altering it. Such efforts in medieval times sometimes led to the devastation of fields and mountains and to larger-scale natural disasters. Regarding fields and mountains, which are the focus of this paper, people have been reclaiming them for farming since ancient times, and there have been vehement conflicts among the classes over the products of fields and mountains. In deciding cession and sovereignty of fields and mountains, the state has favored landowners by granting them permission to manorialize such lands. Various disputes arose over the sovereignty of fields and mountains, as well as over the ownership of vegetation produced there. This study attempts to detail how people of those days, including landowners and peasants, became involved in and settled such disputes.

Keywords: lords of manors, peasants, fields, mountains, rivers seas

(きたづめ まさお 札幌学院大学名誉教授 日本史学専攻)